

第374回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年6月21日(火) 15:01～15:34

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、皆様こんにちは。

　ただいまから「第374回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

　本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○齋田総務課長　本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

　第1部につきましては、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

　なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

　第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

　念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」と記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

（異存：なし）

　それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきますと思います。

　ありがとうございました。

　それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、齋田総務課長から御説明をお願いいたします。

○齋田総務課長　それでは、資料3を御覧ください。ポイントを御説明させていただきます。

4行目を御覧ください。6月16日及び17日付けで経済産業大臣宛てに、通常の約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありまして、大臣から意見の求めがございました。

申請者につきましては記載のとおりです。

44行目から、「申請の概要」が記載してございます。

次のページの72行目から、「電気」についての詳細でございます。

81行目に、前回からの違いを記載してございます。

前回に認可等をしたものからの変更点といたしましては、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年3月から6月の検針分について、それぞれさらに1か月延長をするものでございます。ただし、既に5か月延長している一昨年3月から本年2月の検針分については、それ以上の延長はしないというものです。

さらに、新しく本年7月の検針分につきましても、支払期限を1か月延長するというのが、前回の認可等をしたものからの変更点でございます。

92行目から「ガスについて」でございます。

101行目から、前回、認可等をしたものからの変更点でございます。

これにつきましては、本年3月から6月の検針分について、それぞれさらに1か月延長をするものでございます。ただし、一昨年2月から本年2月までの分について、5か月延長しているところは延長しないものでございます。

それから、本年7月の検針分について、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

121行目、「経済産業大臣への回答」でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査条件に照らしまして、約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件として、認可等をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。

これを踏まえまして、資料3-2のとおり、委員会として、本申請を認可等することに異存がない旨、回答することとしたいと考えてございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の2に移ります。「令和2年7月3日からの大雨による災害に係る特定小売供給約款等の特例認可について」に関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 資料4を御覧ください。ポイントを御説明させていただきます。

4行目を御覧ください。6月16日付けで九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から、経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款等により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。

23行目以降にございまして、本件は2020年7月3日からの大雨による災害につきまして、同4日付けで熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用されて以降、対象地域に特例措置が実施中ではありますが、その期限が、本年6月30日までであるところ、その延長を求めるものです。

具体的には、適用された市町村及び隣接する市町村において被災した者から申し出があった場合、工事費負担金の免除等の供給条件を適用するものであり、これを2024年6月末まで延長するものです。

53行目でございまして、**「経済産業大臣への回答」**でございまして、本件につきましては、当該災害による被害を踏まえ、家屋の解体工事や再建等は、今後も継続していくことが見込まれることから、本申請の供給条件につきましては、電気事業法の条文及びそれらの審査基準等に照らしまして、認可をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。

これを踏まえまして、資料4-2のとおり、委員会として、本申請を認可することに異存がない旨、回答することといたしたいと考えてございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

ありがとうございます。異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、議題の3「認定電気使用者情報利用者等協会の認定について」に関しまして、田中NW事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　　NW事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いをいたします。

資料5を御覧いただけますでしょうか。「認定電気使用者情報利用者等協会の認定について」となっております。

(趣旨)でございますけれども、電力データ管理協会より経済産業大臣に対して、認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請がありまして、経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。

委員会としての回答について御審議をいただくものでございます。

こちらの「背景」でございますけれども、AIやIoT等の情報技術の進展によりまして、電力分野のデータについても、ビッグデータとして様々な分野での活用可能性が高まってきているところでございまして、したがって、この4月1日に施行された改正電気事業法におきまして、電力データ活用の適正化を目的とする認定協会を電事法上位置付けまして、一般送配電事業者は、当該組織に対して電力データを提供することができることとされたものでございます。

「審査内容について」ということで、認定基準は以下のとおりでございます。

本文のところで、「電気使用者情報利用者等」が設立した一般社団法人であって、以下の

規定に合致をするものでございまして、電気使用者情報の利用及び提供の適正化を図ることにより、適正な競争関係の確保に資することを目的とすることであったり、電気使用者情報利用者等を会員に含む旨の定めがあることであったり、その業務の適確な実施のための必要な業務の方法を定めているものであること、また、その業務を適確に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること、といったことが基準として記載をされているところでございます。

こちらでございませけれども、認定申請について、後ろのほうで添付をしておりますが、審査基準に従って審査をしたところ、特段の問題はないと判断されることから、委員会として資料5-2のとおり、当該認定を行うことに異存がない旨を回答することとしたいということでございます。

以上、資料5についての御説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」に関しまして、引き続き田中NW事業監視課長から御説明を、よろしくお願いをいたします。

○田中NW事業監視課長　　それでは、資料6を御覧いただけますでしょうか。「広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」ということでございます。

こちらは、広域機関より経済産業大臣に対して業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がございまして、経済産業大臣から意見の求めがあったところでございます。

したがいまして、委員会としての回答についてご審議いただくものでございます。

2. の「変更の主な内容」でございますけれども、15行目以下ですが、こちらの「広域連系系統の設備形成に係る広域系統整備計画の計画策定プロセスの検討開始要件の変更」ということで、こちらはエネ庁や広域の審議会におきまして、「広域系統の設備形成は、マスタープランとして系統のあるべき姿を示し、将来の電源導入の見込みから混雑を想定し、費用便益分析評価により系統増強を判断するルールに移行する」、いわばプッシュ型に移行するというところで整理がされたところでございます。

これに伴いまして、広域機関による費用便益分析の結果、広域機関が広域系統計画の設備形成に係る計画策定プロセスを開始する旨を規定するといったことや、あと、電気供給事業者が混雑による発電設備等の出力制限に伴って事業性に影響が出ると判断した場合に、系統増強をするよう申し出ることができる旨を規定しているところでございます。

次に2番目の点といたしまして、(2)、30行目でございますけれども、「N-1電制本格適用に伴う装置の設置及び費用負担に関する規定の整備」でございます。

こちらは、再エネ大量導入等に対応するため、新規電源を電制対象とするN-1電制の先行適用に続き、既存電源も含めて対象とする本格適用が開始される。

次のページでございますけれども、費用負担については一般負担とするということで、エネ庁や広域機関の審議会において整理がなされてきているところでございます。

したがいまして、一送などはN-1電制装置の設置を求めることが可能となる旨、及び求められた電源は、正当な理由がない限りはN-1電制実施に必要な対応を行わなければならない旨、また、そのN-1電制に係る費用は、一般送配電事業者の一般負担という旨が規定をされているところでございます。

これらの変更案の内容につきまして、審査基準に照らして特段の問題はないと判断されるところでございますので、委員会として資料6-3、6-4のように、当該認可を行うことに異存がない旨を回答したいということでございます。

以上、資料6に関する御説明でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の5「広域的運営推進機関の2021年度財務諸表等の承認について」に関しまして、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官 NW事業監視課の伊藤でございます。

資料7を御覧ください。「広域的運営推進機関の2021年度財務諸表等の承認について」でございます。

(趣旨)の欄を御確認ください。

広域機関から、令和4年6月7日付けで大臣宛てに2021年度財務諸表等の承認申請がございまして、同月20日付けで、大臣から委員会へ意見を求められたところでございます。

これに係る審査を実施しましたので、大臣への回答について御審議いただくものでございます。

10行目、1.の「審査方法」でございます。

広域機関から申請のあった2021年度財務諸表等につきましては、審査基準に基づいて、当委員会事務局において審査を行っております。

2.の「審査結果」でございます。

2021年度財務諸表等について、審査基準に照らして適正であることを確認してございます。

次ページを御覧ください。

左のほうに「審査基準」を記載してございます。右のほうで、事務局で確認した「審査結果」でございます。

まず①につきましては、12条関係として、事業報告書について、事業年度開始前に認可された事業計画の実施の結果を記載していることを確認してございます。

13条関係として、決算報告書について、事業年度開始前に認可された予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示していることを確認してございます。

14条関係として、収入支出決算書について、事業年度開始前に認可された収入支出予算

と同一の区分により作成し、かつ、これに必要な事項を記載していることを確認してご  
います。

15条関係として、債務に関する計算書について、事業年度開始前に認可された金額の範  
囲内において、負担した債務の金額を事項ごとに示していることを確認してご  
います。

2点目の「審査基準」でございますが、「審査結果」の欄を御覧いただければと思  
いませうけれども、災害等扶助交付金の交付業務に必要となる拠出金につきましては、財務諸表等  
において増減が記載されていることを確認してご  
います。

また、その他の拠出金、交付金及び地域間売買取引の決済に係る利益の納付について、  
2021年度には、これらの実績がないことを確認してご  
います。

また1ページに戻っていただければと思  
いませうが、3.の「経済産業大臣への回答」と  
いうことで、上記2.の審査結果を踏まえ、当委員会として、大臣が本申請に係る承認を  
することに異存はない旨、経産大臣に回答することとしたいと考えてご  
います。

説明は以上です。御審議のほどをよろしくお願  
いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきま  
して、御質問、御意見がありましたらお願  
いしたいと思  
います。

いかがでしょうか。――特にご  
いませうでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとお  
り、委員会として意見回答することとし  
てよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がご  
いませうようですので、事務局案のと  
おり経済産業大臣に意見回答すること  
といたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の6「2021年度監査結果について」に関  
しまして、伊藤管  
理官から御説明をお願  
いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官 監査の伊藤です。

資料8を御覧ください。「2021年度監査結果について」です。

(趣旨)の欄を御覧ください。

2021年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果につきま  
して、①として、大

臣への報告、及び②として、委員会ホームページへの公表を行うに当たりまして、事務局案について御審議いただくものです。

御了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたいと考えてございます。

9行目、**主なポイント**、＜監査結果の要旨(概要)＞ということで、概要を御説明させていただきます。

16行目以降、まず1.の「電気事業」、(1)の「主な重点監査項目」ということで、①の「託送供給等収支に関する監査」につきましては、24行目以降の記載ですが、超過契約額の有無及び調査方法について確認してございます。

②の「託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査」。2020年4月より、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされてございまして、これらが適切に実施されているかにつきまして、その遵守状況を確認してございます。

③の「約款の運用等に関する監査」。2020年度において、託送料金に係る誤算定、工事費負担金の長期未精算等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ、再発防止の観点から、再発防止策の実施状況を確認してございます。

(2)の「監査の結果」でございます。

9事業者において10件の指摘事項がありまして、所要の指導を行ってございます。

(3)の「指摘事項の状況」。表に記載のとおりでございます。

2点目として「ガス事業」、こちらも(1)として「主な重点監査項目」でございます。

①の「託送供給収支に関する監査」ということで、引き続き、託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないかを確認してございます。

②の「託送供給に伴う禁止行為に関する監査」でございます。64行目ぐらいですけれども、一般ガス導管事業者が託送供給約款及びガスのスイッチングマニュアル、これに則ってスイッチング業務を実施しているかを確認してございます。

(2)の「監査の結果」でございます。

57事業者において92件の指摘事項があり、所要の指導を行ってございます。

(3)の「指摘事項の状況」、表に記載のとおりでございます。

これから、具体的に電気事業監査に関する大臣報告について、説明をさせていただきます。

まず最初に資料8-1として、これはかがみ文でございます。表題として「電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告」、文章としては、「関連する電気事業法の

規定に基づき、別添のとおり報告します。」とさせていただきます。

その別添でございますが、「2021年度電気事業監査の結果について（案）」ということでございまして、この項目立てにつきましては、例年どおりですが、まず、1.として「監査の目的」、第2パラグラフぐらいで「なお、2021年度監査においては、主な重点監査項目は以下のとおり。」ということで、先ほど説明しました3点、これを記載してございます。

2.として「監査対象期間及び監査実施期間」を記載し、3.として「監査実施者及び実施の方法」を記載してございます。

4.として「監査の内容」ということで、その内容について記載してございます。

5.として、これがポイントになりますが、「一般送配電事業者等の監査の結果」ということで、2021年度において実施した監査の結果、9事業者において10件の指摘事項がございました。これにつきましては、電気事業法に基づく一般送配電事業者等に対する勧告や、大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりとし、詳細は別紙でお付けして報告したいと考えてございます。

あと、関係条文をお付けして、別紙として個別の内容、指摘事項の内容等を記載したものを付けてございます。

大臣に報告するときには、注に記載のとおり、大臣への報告に当たっては所管名及び事業者名を追記して報告することとさせていただきます。

資料8-2、12ページ以降ですが、これは「ガス」でございます。

ガスも、同じようにかがみ文を付けまして、「関連するガス事業法の規定に基づき、別添のとおり報告します。」とさせていただきます。

別添として、「電気」と同様でございますけれども、こちらも項目立ては例年どおりということで、1.の「監査の目的」、その第2パラグラフで「なお」書きとして、主な重点監査項目、先ほど概要で説明した2点を記載してございます。

2.として「監査対象期間及び監査実施期間」、3.として「監査実施者及び実施の方法」、4.として「監査の内容」、5.として、ポイントになりますが、2021年度において実施した監査の結果、57事業者において92件の指摘事項がございました。これにつきましては、ガス事業法に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告とか大臣への勧告を行うべき事項は認められませんでした。が、所要の指導を行ってございます。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は、以下のとおりということで、こちらも詳細

は別紙のとおり付けて報告したいと思っています。

それで、関係条文を付けた上で、別紙の詳細な指摘内容でございます。これが全部で92件ございまして、こちら92番目の最後の欄外に記載してございますが、「大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。」とさせていただいております。

最後に、当委員会ホームページへの掲載、公表でございます。プレスリリースはこの形にさせていただきまして、リード文のところに記載のとおり、「本日、電力・ガス取引等委員会は、2021年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。」

1. として「概要」、2. として「添付資料」を付けさせていただければと思います。

添付資料につきましては、先ほど大臣報告で説明した内容と同様のものを付けて、後ろにほぼ同じものが付いているのですが、そういったことで、説明は省略させていただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として経済産業大臣へ報告するとともに、委員会ホームページにおいて公表することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんでしょうので、事務局案のとおり経済産業大臣へ報告するとともに委員会ホームページにおいて公表することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の7「『電気事業の託送供給等収支に関する監査について』の改正案について」に関しまして、引き続き伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤NW事業統括管理官　資料9を御覧ください。『『電気事業の託送供給等収支に関する監査について』の改正案について』です。

(趣旨)の欄を御覧ください。

一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において確認すべき事項を記載した「電気事業の託送供給等収支に関する監査確認事項」につきまして、電気事業会計規則及び電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことから、送配電部門収支計算書等を、より適正かつ明確な記載とするための改正について、事務局案を御審議いただくものでございます。

「改正の概要」でございますが、(1)の「指定区域供給及び配電事業に係る収益・費用の追加等」、2022年4月より、電力系統の一部区域を主要系統から切り離して独立系統化し、当該区域において一般送配電事業者が系統運用と小売供給を一体的に行うことを可能とする制度（指定区域供給制度）が創設されてございます。また、特定の区域において、一般送配電事業者等の送配電網を活用して、新たな事業者が配電事業を行うことができる制度（配電事業制度）も創設されてございます。

これらを踏まえまして、一般送配電事業者の収支を適切に管理するため、電気事業託送供給等収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行うものでございます。

まず1点目が、「離島供給」という用語を「離島等供給」へ改正する。

2つ目が、一般送配電事業者が配電事業者に支払った譲受・借受価格等の定期支払額の項目（接続供給託送料）を追加してございます。

(2)として「収益認識に関する会計基準の適用による会計処理の変更等に伴う改正」でございます。

電灯料及び電力料に計上されていた「再エネ特措法賦課金」につきまして、2021年度から収益として認識しない会計処理となるため、電気事業会計規則及び収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行うということで、「電灯料」及び「電力料」から「再エネ特措法賦課金が除かれている」を削除等。

(3)として「インバランス収支計算書の改正に伴う改正」。

2021年1月のインバランス料金単価が200円/kWh及び市場価格の水準を超えた部分の負担額に応じて、バランスンググループごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整し、その調整後に残る収支、追加供給力(kW)及びkWh公募の費用及び一般送配電事業者間の需給調整のための収入や費用は、現行のインバランス収支として管理するため、収支計算規則が改正されたことにより、以下の改正を行うものです。

・として、インバランス収支計算書にインバランス調整kW・kWh公募及び広域需給調整に係る収支が計上できる項目を追加してございます。

(4) として「その他所要の改正」をしてございます。

5 ページ以降に、改正内容、赤字見え消しで分かるようにした資料も添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

2. の「今後の予定」として、御了承の後、速やかに委員会ホームページにて公表することとしたいと考えてございます。

説明は以上です。御審議のほどをよろしく願います。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました改正案のとおり決定したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり改正することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、1 部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(発言等：なし)

ありがとうございました。

それでは、これにて第 1 部を終了といたします。

——了——